

令和2年度 返還免除内定制度 申請開始時チェックリスト

必ず、申請開始時に記入してください。

申請開始時にこの記入を怠ると、作業が二度手間になったり、無駄になる場合があります。

学籍番号	
氏名	

項番	項目	チェック項目	
1	返還免除内定制度(以下「内定制度」)に申請できるのは、令和2年度に博士後期課程及び博士医学課程(以下、「博士課程」という)1年次に進学(入学)した者のうち、大学院第一種奨学生として採用された者である。	☐	理解した
2	令和2年度中に奨学金を辞退(自主的に貸与終了)する者(例:日本学術振興会特別研究員の内定者等)、及び辞退する可能性がある者(例:日本学術振興会特別研究員の補欠者等)が内定制度に申請する場合は、本年度の返還免除にも同時に申請する必要がある。 この場合、内定制度のみの申請はできない。 返還免除のみ申請することは、差し支えない。	☐	理解した
3	昨年度とは申請要項及び申請様式が大幅に変わっており、本年度の様式で提出する必要がある。	☐	理解した
4	様式及び記載例は、本学HPに掲載している。 神戸大学トップページ》教育・学生生活》経済支援》奨学金制度》独立行政法人日本学生支援機構:特に優れた業績による返還免除	☐	理解した
5	返還免除と内定制度を同時に申請する者においては、一部の様式・様式名称が異なるため、指定の様式を使用するよう注意すること。	☐	理解した
6	内定制度申請のために提出できる業績は、博士前期・修士・専門職大学院課程在学中及び博士課程入学後の業績である。 博士前期・修士・専門職大学院課程在学中の第一種奨学金貸与の有無は問わない。 ※ 例外として、申請日時点で学術誌掲載が決定している研究論文については、掲載決定通知等の資料を提出すれば、未発表であっても、業績として申請できる。	☐	理解した
7	本年度より、評価対象とする業績項目一覧(研究科別)を公表しているので、所属研究科が定める業績項目に従い、申請を行うこと。 研究科が評価対象外としている業績項目を提出しても、加点の対象にはならないことに留意すること。	☐	理解した
8	「評価対象とする業績項目一覧(研究科別)」に「申請者は業績資料提出不要」と明記された業績項目、及び「その他の提出書類」については、業績一覧表(神戸大学様式④)には記載しないこと。	☐	理解した